

おいらせ町行政経営推進委員会

回次 第2回（平成27年度）

日時 平成28年3月18日（金）午後2時

場所 おいらせ町役場 本庁舎2階 庁議室

次 第

～ 修 礼 ～

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 案 件

（1）行政経営に係る課題について

（2）行政経営計画の体系案について

4 今後の予定（確認）

5 閉 会

～ 修 礼 ～

おいらせ町行政経営推進委員会名簿

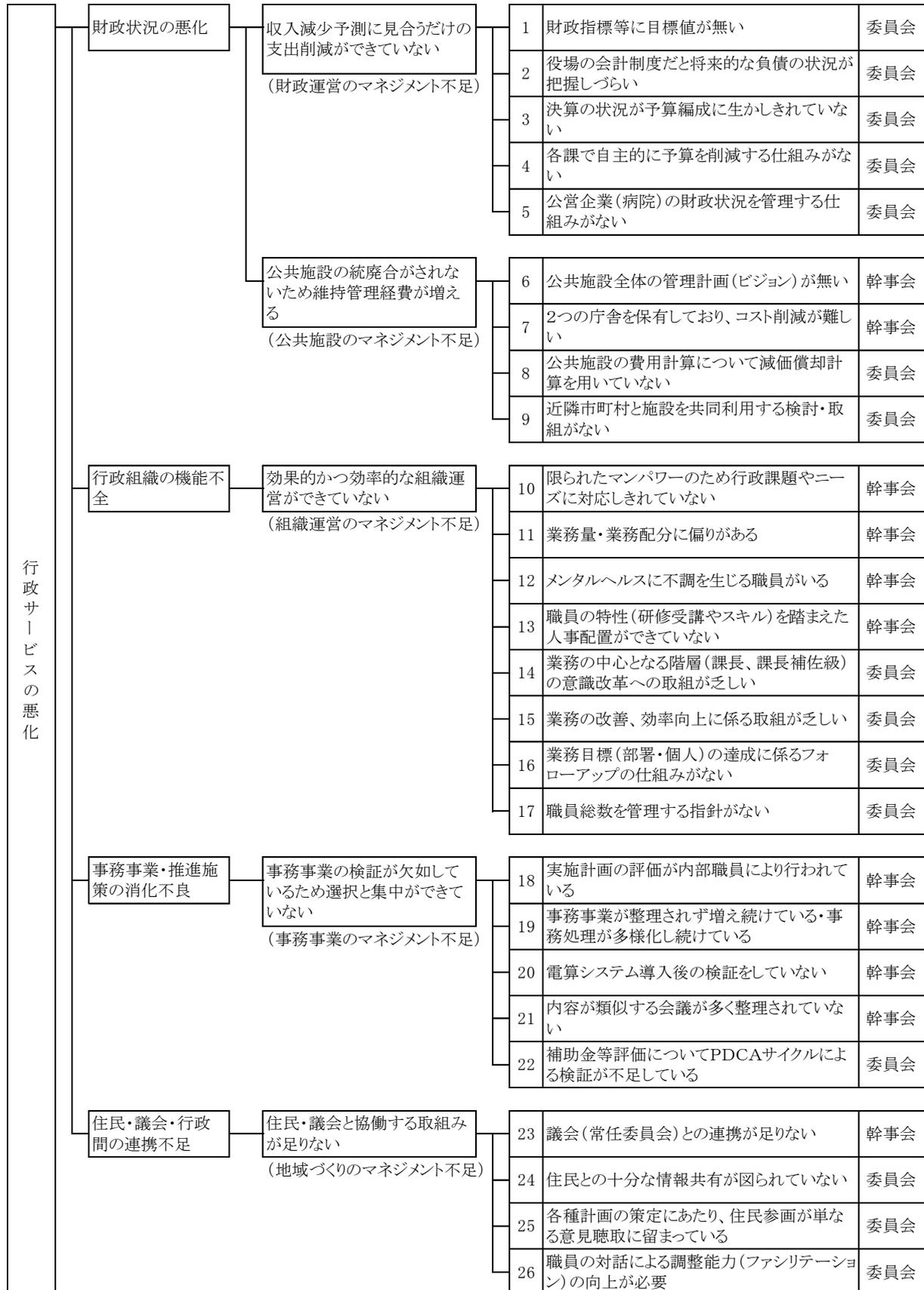
(任期：平成27年10月13日から平成29年3月31日まで)

役 職	(ふりがな) 氏 名	備 考
委員長	(かんば かつひろ) 権 克 裕	八戸学院大学ビジネス学部 教授
副委員長	(こん ただひこ) 昆 忠 彦	青森公立大学大学院 経営経済学研究科
委 員	(しまだ まさる) 島 田 勝	桃川(株) 代表取締役社長
	(とまべち よしゆき) 苔米地 義 之	(株)アグリの里おいらせ 代表取締役
	(ひがくぼ さとる) 日ヶ久保 悟	ハイモ(株)青森工場 工場長
	(かとう まさし) 加 藤 正 志	おいらせ町教育委員会 教育委員長
	(えんどう りつこ) 遠 藤 律 子	おいらせ町商工会 女性部長
	(たかや なおこ) 高 谷 直 子	一川目保育園 園長
	(ささき しろう) 佐々木 四 樓	公 募
	(こむかい けんじ) 小 向 憲 次	公 募
	(ふくはら じんいち) 福 原 仁 一	公 募
事務局	(たなか とみえ) 田 中 富 栄	おいらせ町総務課長
	(なりた みつひさ) 成 田 光 寿	おいらせ町総務課長補佐
	(おかもと けいいち) 岡 本 啓 一	おいらせ町総務課主任主査

案件 1 行政経営に係る課題について

前回の委員会（10月13日開催）及びその後各委員より個別に提出のあった意見について、行政経営幹事会（課長補佐級）において幹事会意見との調整を行い、整理を行った。

(1) 課題の体系



(2) 課題事項の個別説明

ア) 財政運営の課題 ⇨ 財政状況の悪化を招く要因

No.	課 題	説 明	備考
1	財政指標等に目標値がない	これまでの推移や他自治体との比較データは有るが、財政の健全化を目指すためには、具体的な目標値を設定し、その達成状況を検証していくことが必要。	委員会
2	役場の会計制度だと将来的な負債の状況が把握しづらい	役場の会計は、1年間の現金の動きは良く把握できるが、将来的な負債・負担との関係がわかりづらいものとなっている。複式簿記（公会計制度）を導入し、今後の財政見通しを立てた経営が求められる。	委員会
3	決算の状況が予算編成に生かしきれていない	町も含めた役所は、お金の使い道である予算がフォーカスされがちであるが、予算は力の有る課長ほど獲得される傾向にあるのではないかと。無駄な部分、削減可能な部分を検証するためには決算の具体的な検証が必要だと思う。	委員会
4	各課で自主的に予算を削減する仕組みがない	予算（歳出）を削減するには、各課からの要求を査定するより、各課からの要求自体を削減する仕組みを導入した方が良い。八戸市などではインセンティブ（予算要求を削減した課に対し、翌年の予算にボーナスを付与するなど）を導入しているので、参考にしてはどうか。	委員会
5	公営企業（病院）の財政状況を管理する仕組みがない	おいらせ病院は、旧町時代に経営危機に陥ったことがある。公営企業の経営は、町本体（一般会計）に影響を及ぼすため、町が公営企業の経営状況を検証する仕組みが必要ではないかと。	委員会

イ) 公共施設の課題 ⇨ 維持管理費の増大（財政状況の悪化）を招く要因

No.	課 題	説 明	備考
6	公共施設全体の管理計画（ビジョン）がない	効率的な行政運営を実現するため合併したはずだが、既存の公共施設については、統廃合の検討が行われなまま新設や更新を行っているように感じる。公共施設を何のビジョンも無く保有し続けると、維持管理経費が増加し続け、町財政が逼迫する要因になるのではないかと。	幹事会
7	2つの庁舎を保有しており、コスト削減が難しい	本庁舎、分庁舎に役場庁舎が分散することにより、庁舎に係る経費の削減が難しくなっている。また、窓口が分散している状態ということでもあり、住民サービスの面からも良い状態ではない。	幹事会
8	公共施設の費用計算について減価償却計算を用いていない	公共施設の導入にあたっては、インシヤルコストについては良く検討していると思うが、ランニングコストのほか、施設の改修や設備の更新費用も含めて検証する必要があるため、減価償却計算を用いて公共施設の整備方針を検討する必要がある。	委員会
9	近隣市町村と施設を共同利用する検討・取組みがない	住民が利用する公共施設は、近隣市町村との共同利用も視野に入れて検討しないと、単一の町ですべての公共施設を揃えることに囚われ、身の丈にそぐわない財政負担を負う懸念がある。	委員会

ウ) 行政運営の課題 ⇨ 組織の機能不全を招く要因

No.	課題	説明	備考
10	限られたマンパワーのため、行政課題やニーズに対応しきれていない	これまでの行政改革・定員適正化の取組みにより職員総数が減少したため、課題やニーズに対応しきれていない状況に陥っている。	幹事会
11	業務量・業務配分に偏りがある	業務量とのバランスが取れた職員数が配置されていないため、部署間又は部署内の業務配分に偏りがある。	幹事会
12	メンタルヘルスに不調を生じる職員がいる	組織内のコミュニケーションの不足のためか、心の健康が保持できずに長期療養する職員がいる。このことは、1人当たりの業務量を増大させ、連鎖を引き起こす要因になり得る。	幹事会
13	職員の特性（研修受講やスキル）を踏まえた人事配置ができていない	職員の研修受講やスキルを考慮した人事配置をするよう工夫し、専門的知識を有するエキスパートの育成を図る必要がある。人事配置は総人数や課毎の人数、在課年数等の制約によるところも大きいですが、取組として必要ではないか。	幹事会
14	業務の中心となる階層（課長、課長補佐級）の意識改革への取組みが乏しい	日常業務の中心となる職層（課長級、課長補佐級）については、行政経営改革のエンジンの役割を果たすべき職層であることから、意識改革の取組みが必要ではないか。	委員会
15	業務の改善、効率向上に係る取組みが乏しい	業務の効率化を図るには、業務改善の取組が必要ではないか。民間では個人の目標管理の項目として設定している。	委員会
16	業務目標（部署・個人）の達成に係るフォローアップの仕組みがない	組織や個人の業務目標について達成度に不足がある場合は、当該目標を重点施策とし、原因の究明や改善策を示していく取組みが必要ではないか。	委員会
17	職員総数を管理する指針がない	一般職員はこれまでの取組みで減少してきたが、反対に臨時職員の数が増加してきたような印象を受ける。臨時職員を含めた全体の常勤職員数を管理・検証することが必要ではないか。	委員会

エ) 事務事業の課題 ⇨ 事務事業や推進施策の消化不良を招く要因

No.	課題	説明	備考
18	実施計画の評価が内部職員により行われている	実施計画については、PDCAサイクルによる検証を行っているが、その評価は担当課（担当課長、担当職員）によるものであり、客観性や公平性という点で疑問が残る。第三者機関等外部による評価が必要ではないか。	幹事会
19	事務事業が整理されず増え続けている・事務処理が多様化し続けている	町長公約のほか、行政ニーズや環境の変化に伴い、事務事業が整理されないまま増え続けている傾向があり、消化不良の懸念がある。また、行政サービスのほか、イベント等の意義目的を踏まえた評価を行い町の魅力を集中させることが必要ではないか。	幹事会 委員会
20	電算システム導入後の検証をしていない	電算システムの導入時には費用対効果などを検討していると思うが、システム導入後の検証は行っていない。実際に予定どおりの効果があったか、課題事項はないか等の検証が必要ではないか。	幹事会
21	内容が類似する会議が多く整理されていない	各所管課が分掌内容に応じ庁内会議（●●推進本部、●●幹事会等）を設けているが、類似する内容の会議も多く整理が必要ではないか。	幹事会
22	補助金等評価についてPDCAサイクルによる検証が不足している	補助金等評価について、費用対効果、必要性、達成度等を検証できるようPDCAサイクルに沿った検証が必要ではないか。特に多年度事業・継続事業については1年ごとに補助金の効果が出せるような支援体制・仕組みの確立が必要ではないか。	委員会

オ) 住民、議会との連携不足 ⇨町自治基本条例の趣旨にそぐわないまちづくり

No.	課題	説明	備考
23	議会（常任委員会）との連携が足りない	町自治基本条例では、住民と議会、行政との協働を掲げている。議会（常任委員会）との連携を強化することが必要ではないか。	幹事会
24	住民との十分な情報共有が図られていない	住民との協働を進めるにあたり、徹底した情報公開を行い、町の現状と課題を住民と共有することが必須であるが、現行では質・量の両面で不足である。	委員会
25	各種計画の策定にあたり、住民参画が単なる意見聴取に留まっている	各種計画の策定に係る住民参画は、現状では意見聴取のレベルに留まっていることが多い。検討段階から住民を参画させる取組みが必要ではないか。	委員会
26	職員の対話による調整能力の向上が必要	住民との協働のためには、住民と行政との対話の機会を増やし、知恵やアイデアが生み出される仕組みが必要である。職員にあっては、その対話の場を調整・コーディネートするファシリテーション能力の向上が必要である。	委員会

(3) 課題事項として取り上げなかったもの

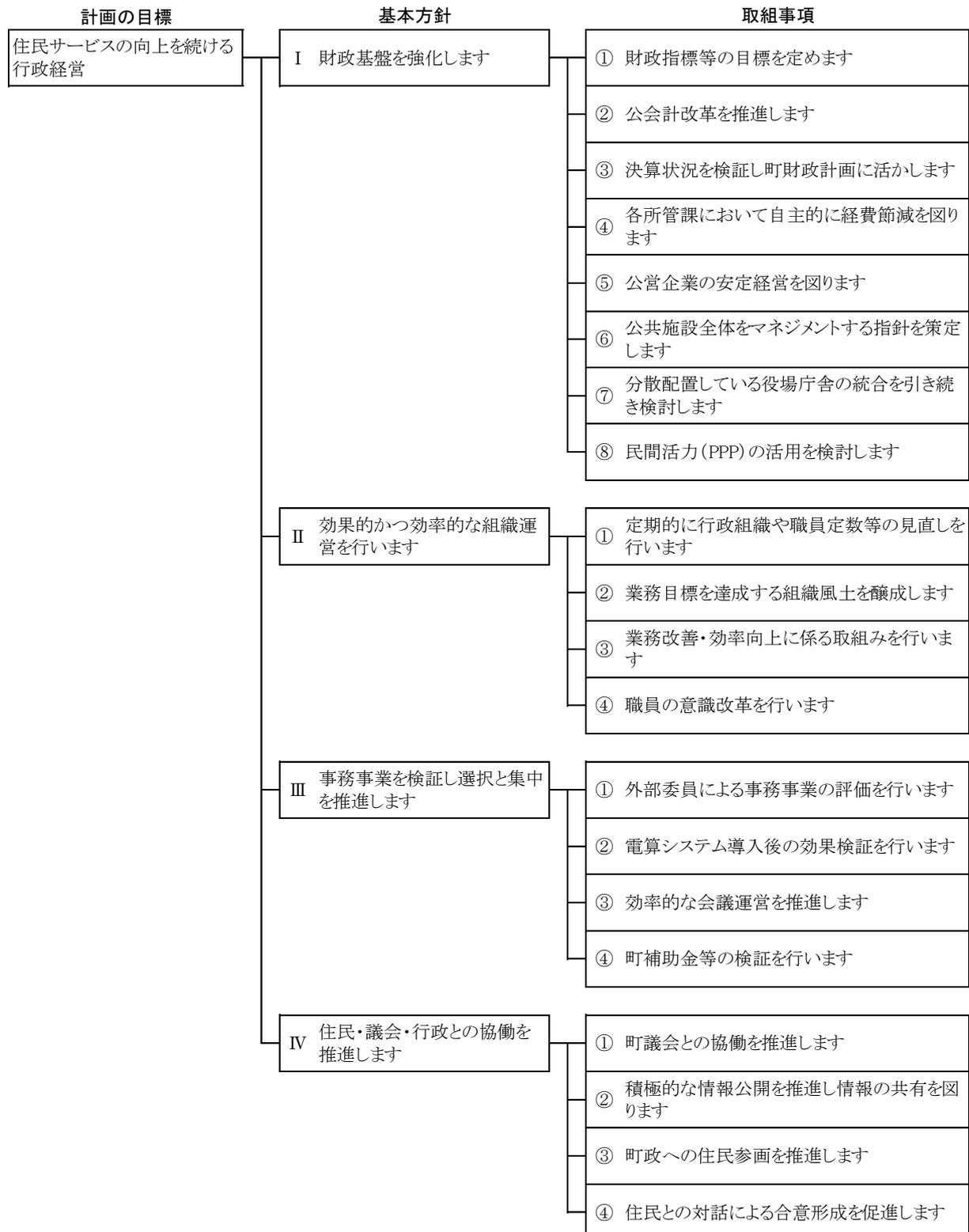
No.	課題事項	説明	備考
1	施策が総花的／類似事業が多い／町長公約が多すぎる等	町長公約自体の多寡や施策の統廃合自体を行政経営計画の中で規定することはできないと思われるが、具体的施策に対する評価については取組みできるものと思われる。 ⇨No.18（施策の評価）に包含する扱い	幹事会
2	議員報酬の日当制検討	議員の報酬については、報酬条例の改正自体が議員発議となっている状況から鑑みると行政経営で取扱いできないものと思われる。	幹事会
3	苦情電話の録音	課題事項とするには微細と思われるが、業務の効率化が阻害されるようであれば行政経営幹事会等で検討することは可能と思われる。 ⇨No.15（業務改善、効率化）に包含する扱い	幹事会
4	街灯点灯設定の検証	「業務改善」という観点からの検証は必要と思われる。 ⇨No.15（業務改善、効率化）に包含する扱い	委員会
5	地域特性を活かした施策、定住促進に重点を置いた施策推進が足りない	「おいらせ町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の所掌事項であり、行政経営計画における取組み事項には該当しない。	委員会
6	町議会審議状況の中継	町議会の実況中継については、議会自身による議会改革の取組みの下行うものであり、「行政」経営の中で取扱いできないものと思われる。	委員会

案件2 行政経営計画の体系案について

案件1にて整理した、課題事項を解消する取組みを行政経営幹事会において検討を行った。なお、その取組みは「おいらせ町行政経営計画における取組事項」として位置付けるものとする。

また、取組事項の整理・分類を行い、行政経営計画の体系案を作成した。

(1) 行政経営計画の体系（行政経営幹事会案）



(2) 取組事項（案）の個別説明

取組事項の検討にあたっては、実際にアクションプランとして、どのような取組みを行っていくのかという想定をしながら検討を行った。

なお、「アクションプラン」とは、行政経営計画の下に位置付ける取組事項の実施計画であり、「いつ・なにを・どのように取り組む・所管課はどこか」という具体的事項を定めて、毎年度PDCAサイクルにより検証を進めていくことを想定している。

基本方針Ⅰ 財政基盤を強化します

No.	取組事項名	想定アクションプランの概要	想定所管課	備 考
1	財政指標等の目標を定めます	<ul style="list-style-type: none"> 健全化判断比率（4指標）及び経常収支比率の目標値を企画財政課（財政係）が案を作成し、行政経営本部会議で審議・決定する。 毎年度進捗管理を行い、目標値と乖離した場合、その要因を分析する。 	企画財政課	<ul style="list-style-type: none"> 審議の課程で当委員会へも意見を聴くことが想定されます。
2	公会計改革を推進します	<ul style="list-style-type: none"> 新公会計制度に基づく財務諸表（バランスシート等）については、平成29年度から現在の簡易的作成方法から、本格的な複式簿記の作成方法に移行したものを公表する。 新公会計制度による財務諸表について理解を深める取組（研修等）を行うとともに、財政運営への効果的活用を図る。 	企画財政課	<ul style="list-style-type: none"> 担当課では実施すべく準備（固定資産台帳の整備等）を進めています。 役場職員は複式簿記に関する知識経験が乏しいため、効果的活用を図るにあたり、まず理解を深めることが重要です。
3	決算状況を検証し町財政計画に活かします	<ul style="list-style-type: none"> 翌年9月頃に確定する決算状況について、類似団体等との比較分析等の検証を行い、町財政計画へ反映させる。 	企画財政課	<ul style="list-style-type: none"> 「町財政計画」は、個別施策の年次計画である「町実施計画」に基づいて、将来10年間の財政収支を推計するものです。町財政計画は、次年度の予算編成方針作成の基礎となるものです。
4	各所管課において自主的に経費節減を図ります	<ul style="list-style-type: none"> インセンティブ制度等の導入により、各課の創意工夫により予算要求段階からの経費節減を図る。 最小の経費で最大の効果を上げるための取組を検討実施する。 	企画財政課 全課	<ul style="list-style-type: none"> インセンティブ制度のみならず、他の手法も検討する必要が有ると思われます。
5	公営企業の安定経営を図ります	<ul style="list-style-type: none"> 公営企業（下水道事業、病院事業）について、中期経営計画を定め進捗を検証する。 	地域整備課 おいらせ病院	<ul style="list-style-type: none"> 経営計画の検証については、当委員会のような第三者機関による検証が望ましいと思われます。

No.	取組事項名	想定アクションプランの概要	想定所管課	備 考
6	公共施設全体をマネジメントする指針を策定します	・公共施設等整備の指針となる公共施設等総合管理計画を平成 28 年度中に策定、公表する。	企画財政課	・「公共施設等総合管理計画」については、当委員会を含む行政経営の枠組みの中で検討を進めていく予定であり、具体的スケジュールは担当課（企画財政課）において検討中です。
7	分散配置している役場庁舎の統合を引き続き検討します	・庁舎整備検討委員会におけるこれまでの検討結果を踏まえ、改めて統合庁舎建設に向けた検討をする。	総務課	・H25.7.11 に公募委員等で構成する「庁舎整備検討委員会」から統合庁舎建設について提言を受けたところですが、財源や土地利用等の課題が有り保留中です。
8	民間活力（PPP）の活用を検討します	・効率的かつ効果的な公共サービスの提供を行うため、民間資金・民間のノウハウを活用する取組みとして、PPP（若しくはPFI、指定管理者制度）の導入に向けた検討をする。	総務課 企画財政課	PPP（プライベート パブリック パートナーシップ）：従来公営で行ってきた事業について、計画段階から民間に参入させる公民の協力形態 PFI（プライベート ファイナンス イニシアチブ）：地方公共団体の計画した事業について、資金やノウハウを民間が提供する公民の協力形態 指定管理者制度：公の施設の管理について、民間に委託する方式（当町は貸館や清掃等の「民間業務委託」であり、管理自体は直営という扱いです）

基本方針Ⅱ 効果的かつ効率的な組織運営を行います

No.	取組事項名	想定アクションプランの概要	想定所管課	備 考
1	定期的に行政組織や職員定数等の見直しを行います	<ul style="list-style-type: none"> ・変化する行政ニーズに的確に対応するため、行政組織の見直し（組織機構改革）を行う。 ・業務量を的確に把握するための方法等について検討し、業務量及び職員の適性等を踏まえた人事配置に資する。 ・定員適正化計画の進捗を検証し、必要に応じ見直しを行う。併せて、臨時職員を含めた常勤職員の総数を管理する。 ・職員の再任用制度や時差出勤制度等、多様な働き方の運用について検討する。 	総務課	
2	業務目標を達成する組織風土を醸成します	<ul style="list-style-type: none"> ・業務目標を達成するため、所属長等が適切にフォローアップする。 ・職員間のコミュニケーションを活性化し、日ごろから課題事項等を共有できる風土を醸成する。 	総務課 全課	<ul style="list-style-type: none"> ・来年度から人事評価制度を施行する予定であり、設定する業務目標の達成に向けたマネジメントを行う必要が有ります。
3	業務改善・効率向上に係る取組みを行います	<ul style="list-style-type: none"> ・職員提案制度の見直しを行う。 ・行政経営本部会議を主体とし、定期的に事務改善について検討する。 	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・職員が事務改善や施策等を提案できる仕組みとして職員提案制度が有りますが、提案件数が少なくなっていることから、制度の見直しが必要です。 ・行政経営の取組みとして、事務に関する問題の検証及び改善について、定期的に検討を行う予定です。
4	職員の意識改革を行います	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修実施計画等に基づき、職員の意識改革を促すための研修等の取組みを行う。 ・人事評価制度の施行や人材育成基本方針に基づく取組みにより、自己研鑽意識の高揚（職員の研修参加率の向上）を図る。 	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の意識改革は、課長級や補佐級などの特定の職層のみではなく、全ての職層について必要です。

基本方針Ⅲ 事務事業を検証し選択と集中を推進します

No.	取組事項名	想定アクションプランの概要	想定所管課	備 考
1	外部委員による事務事業の評価を行います	<ul style="list-style-type: none"> ・実施計画事業を対象に、定期的に第三者機関（行政経営推進委員会）による評価・検証を行う。 ・第三者機関の評価・検証にあたっては、庁内評価を経て実施する。また、公平性・公正性確保のため、対象事業の利害関係者自らが評価に関与しないような調整を行う。 	総務課 企画財政課	<ul style="list-style-type: none"> ・当委員会が第三者機関として、町の個別施策の計画である実施計画事業の評価・検証を担うことを想定しています。 ・実施計画事業については、総数で200を超えるメニューがあることから、評価対象事業の選定方法について検討する必要があると有ります。
2	電算システム導入後の検証を行います	<ul style="list-style-type: none"> ・電子計算組織管理運営委員会（庁内組織）による既存の電子計算処理システムの検証を行う。 	企画財政課	<ul style="list-style-type: none"> ・電子計算組織管理運営委員会は、主としてシステム導入時や改修時の検討に取り組んできています。
3	効率的な会議運営を推進します	<ul style="list-style-type: none"> ・附属機関、庁内会議の実施状況を調査し、内容が類似・関連するものについて統合を検討する。 ・会議の終了時間を設定すること等の取組みにより、効率的な会議運営を図る。 	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・附属機関（当委員会のような第三者機関）の見直しは平成27年度中に実施しましたが、庁内会議の種類も多く、調査検討が必要です。
4	町補助金の検証を行います	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金等評価委員会を定期的に開催し、町補助金の評価を行う。 ・PDCAサイクルにより、より効果的な補助の有り方等について検証する。 	企画財政課	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金等評価委員会は、町補助金の評価を行う第三者機関で、約3年に1回の頻度ですべての町補助金の評価を行います。 ・開催頻度を上げることで、町補助金の評価のみならず、効果的な補助の有り方について検討するものです。

基本方針Ⅳ 住民・議会・行政との協働を推進します

No.	取組事項名	想定アクションプランの概要	想定所管課	備 考
1	町議会との協働を推進します	<ul style="list-style-type: none"> 政策の形成について、行政と町議会双方向の連携を深めるためのルールを検討する。 	総務課 議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 行政と議会の役割の違いを踏まえると、行政から議会へ情報提供や提案を行うのが一般的ですが、ともに町政の担い手でもあることから、行政から町議会の一方通行ではなく、双方向の連携が必要と思われます。
2	積極的な情報公開を推進し情報の共有を図ります	<ul style="list-style-type: none"> SNS（Facebook、Twitter）の導入に向けた検討を行う。 公式ホームページの運用状況の検証・見直しを行う。 	総務課	<ul style="list-style-type: none"> 公式ホームページを充実しても、アクセスされなければ効果が半減してしまいます。若年層が多く使用しているSNSを効果的に使い、公式ホームページに誘導するような情報発信の方法を検討します。 公式ホームページを各課が情報発信ツールとして効果的に利用しているか、庁内各課の利用状況等の検証が必要な時期と思われます。
3	町政への住民参画を推進します	<ul style="list-style-type: none"> 附属機関委員の公募実施状況を引き続き検証し、公募対象等について見直しを行う。 住民との対話により施策が形成されるよう、各種計画や施策の検討段階から附属機関会議や懇談会、広聴会等、住民との対話の場を設けることを推進する。 パブリックコメントの活用を推進する。 	まちづくり 防災課 総務課	<ul style="list-style-type: none"> 行政からの働きかけによる住民参画のほか、「住民の地域のことは自分たち自身で解決する」というような「自治体内分権」に向けた方向性や取組みの検討も必要と思われます。
4	住民との対話による合意形成を促進します	<ul style="list-style-type: none"> 職員研修実施計画等に基づき、研修等の取組みにより職員のファシリテーション能力を向上させる。 	総務課	<ul style="list-style-type: none"> さまざまな立場の人と協働していくために、合意形成を促すスキルが職員に求められます。

4 今後の予定（確認）

- (1) 行政経営計画については、平成 28 年 11 月中の正式決定を期限とし進めていきます。
- (2) 9 月、10 月については、町議会の意見を踏まえ必要に応じ修正検討等を行うものです。
- (3) 「公共施設等総合管理計画」の検討については、別途所管課と調整次第お知らせします。

項 目	H28. 4	H28. 5	H28. 6	H28. 7	H28. 8	H28. 9	H28. 10	H28. 11	H28. 12	H29. 1	H29. 2	H29. 3
行政経営計画（全体）素案の検討		幹事会	本部会議 委員会			(幹事会)	(本部会議) 委員会					
アクションプラン案の検討		幹事会	幹事会	本部会議 委員会		(幹事会)	(本部会議) 委員会					
町議会に検討状況説明					事務局							
パブリックコメントの募集							事務局					
行政経営計画・アクションプランの正式決定・公表								本部会議				